

No. 21

制 度 名	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 事業費補助	主管課名	疾病対策課 難病対策 G		
		問合せ先	029-301-3220		
目的・趣旨	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 市町村が行う小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者）に対する日常生活用具の給付事業					
〔補助要件等〕 小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成制度を除く）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象にならない者に限る）に対する用具の給付事業であること					
〔対象経費〕 以下の用具の給付に要した費用 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系、尿路系）及び人工鼻、チューブ型包帯					
〔補助限度額等〕 用具ごとに定める基準単価による					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 市		1/2	—	1/2	—
(2) 町村		1/2	1/4	1/4	—
〔令和 8 年度当初予算額〕 1,992 千円		〔令和 8 年度補助対象団体〕 令和 8 年 9 月頃団体 決定予定			
〔備考〕					